

## 墨田区消費者ニュース

令和8年3月発行 第232号



イラスト：いらすとや

消費者センターの相談の窓口から

### 据置型 Wi-Fi ルーターのトラブルに注意！！

～ 携帯ショップでの通信契約は慎重に～

#### 【相談事例】

スマートフォンの料金が夫婦2人で毎月約1万5000円と高額なので、通信料の見直しを相談するため携帯ショップに出向いた。携帯ショップの担当者に相談内容を伝えたら「据置型 Wi-Fi ルーターを設置すれば料金が抑えられる」と言われた。不審に思い「夫婦で高齢者施設に入居したばかりで、パソコンは処分してしまった。スマホ2台を利用しているだけ。」と利用状況を説明したが、それでも担当者は「料金が安くなる」と言うので、勧めに応じ、その場で購入することにした。

後日、携帯会社の料金明細をみたら、据置型 Wi-Fi ルーターの分割料金や月額料金が追加でかかり、むしろ料金は高くなっていった。携帯ショップに据置型 Wi-Fi ルーターを持参し、話が違うので返品したいと申し出たが、契約日から8日を過ぎているので返品返金には応じられないと断られた。料金が安くなると言われて契約したのに納得がいかない。

(84歳男性)

#### 【アドバイス】

70歳以上の高齢者から据置型 Wi-Fi ルーターの相談が多く寄せられています。契約後の料金明細を見て、契約時に説明された金額と違っていたことでトラブルに気づく事例が多く見られます。携帯ショップで勧められても、自分が本当に必要だと思ったものだけを契約し、内容がよくわからないと思った契約は断りましょう。

契約内容で不安に思うことやトラブルが生じた場合には、消費者センターに相談しましょう。

この事例では、消費者センターがあっせんに入り、通信契約を解約し据置型ルーターを返品することができました。

## お持ちの携帯電話を確認してください 3月31日で使用できなくなる機種

携帯電話（いわゆる「ガラケー」）で「3Gを使用したもの」は、令和8年3月31日でサービス終了になります。

事前に契約の変更を行う必要があります。



### ■ 該当する機種かどうかを調べる

- ・ 契約先事業者の公式サイトなどで、御自身の携帯電話が今回サービス終了となる対象の機種か調べます。
- ・ サービスの終了に便乗した詐欺行為にも気を付けてください。

### ■ 契約を変更する

- ・ 今までの利用状況を参考に、利用方法や料金などを検討する良い機会になります。
- ・ 事業者から勧められるプランの中には「サービス名称から内容がすぐには想像できないもの」もあるかも知れません。

契約変更の際は、「何をサービスしてくれる契約なのか」を理解した上で、「必要なもの」「なくても良いもの」を分けてください。

### ■ 手続きをとらないでいると・・・

- ・ 令和8年4月1日以降自動解約されます。
- ・ 携帯電話のサービス解約に伴い、御家族等の4G・5G利用に何らかの影響が発生する場合があります。



契約変更後の料金は、  
「今後しばらく払い続ける」  
ことを考えて。

イラスト：いらすとや

# 家賃の値上げは、貸主と借主の「合意」があって有効です

## 賃貸アパート・マンションの更新時に、貸主から家賃の「大幅な値上げ」を提示されることがあります



### ■ 大幅な値上げを提示されても

- ・ すぐに応じる必要はありません。
- ・ 更新の際に値上げが発生すると思いがちですが、値上げの時期はいつでもよく、更新時以外でも構いません。
- ・ 貸主に対し、なぜ値上げするのか説明を求めます。

### ■ 値上げの理由に納得がいかなかったら

- ・ 家賃の値上げについては、貸主と借主の話し合いで決まります。
- ・ 借主から貸主に対し、「自主交渉」をすることになります。

### ■ 自主交渉を始めるとき

- ・ 更新時期が近いなどの理由があっても簡単に応じないようにします。一度、値上げに同意してしまうと、後で、この同意を取り消すことは困難になります。
- ・ 借主自身が、交渉についての助言を受けるなどして交渉方法を工夫することが大切です。

### ■ 東京都の相談窓口

- ・ 東京都では家賃値上げに関する相談窓口を設置しています。

「賃料値上げ特別相談窓口」

電話：03-5320-4958

受付時間：平日9時00分～17時30分

(担当 住宅政策本部民間住宅部不動産課賃貸ホットライン)

※家賃に係る交渉については「貸主と借主双方の話し合いによる合意」となるため、消費者センターにおける「あっせん」は対象外となりますので、御留意ください。

参考：東京都ホームページ  
イラスト：いらすとや

# 1 時間から伺います

## 消費者センターの出前講座



消費者庁イラスト集より

皆さんから実際に相談をお受けしている消費生活相談員がお話します。

スマホから申し込んだ契約で困ったこと、突然の勧誘電話で困ったこと、各世代から最近多い相談や、知っておけば、きっと役立つ話を御紹介します。(テーマについては御相談ください。)

- 費用：無料
- 対象：5名以上の区内の団体（町内・自治会、学校の授業・保護者会、見守り活動をする方などのグループ）
- 講義時間：1回1時間～2時間程度
- 日時：平日の9：00～16：30
- 会場：申込団体で御用意願います。

まずは、すみだ消費者センター（電話：5608-1516）まで

### すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



令和8年3月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上2-12-7 ☎5608-1516